

常任委員会における報告事項の整理効率化について

(文書質問制度の採用について)

1 諮問事項の概要

〔提案理由〕 常任委員会における報告事項（所管事務調査）については、説明を要するものは重要事項のみとし、その他の事項については、資料を配付し、その内容に対する質問と回答を書面でやり取りする「文書質問制度」を採用する。

※「重要事項」の定義

「委員会における質の高い審査を実現するための準備となり得る事項」（単に「重要事項」とすると従前とさほど変わらない状態になる。）例として、今後予算や議案審議が予定されている案件等が該当する。

〔概要説明〕 【背景】

混迷する社会情勢や市民の多様で高度化した行政ニーズを背景に、報告事項が従前と比較して、あらゆる分野に広がっており、それに伴い質疑時間が増長するなどして会議時間が長引いている。議論を尽くすことは、議会の重要な役割ではあるが、非効率な会議運営によって、周囲が空虚感や不快感を抱き、それが議会への不信感に繋がってはならない。また、これまでも指摘されている、多くの職員の時間外を含む待機時間が増加していることにも、あらためて目を向けなければならない。

【効果】

本制度を採用することにより、合理的で効率的な委員会運営が可能となり、議会基本条例で標榜する「市民にとって分かりやすい議会の運営」の実現に結び付くとともに、執行部の議会に対する、より積極的な情報提供を喚起させる効果も生まれる。

2 本市議会における現状及び国会における「質問主意書」

- ・本市議会には、現状、文書質問制度に係る規定はない。
- ・国会議員は、国会の開会中、議長を経由して内閣に対し「質問主意書」という文書を用いて質問することができる。国会法に次のとおり規定されている。

国会法（抜粋）

〔質問〕

第七十四条 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

- ② 質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。
- ③ 議長の承認しなかつた質問について、その議員から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いないで、議院に諮らなければならない。
- ④ 議長又は議院の承認しなかつた質問について、その議員から要求があつたときは、議長は、その主意書を会議録に掲載する。

〔答弁及びその期限〕

第七十五条 議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に転送する。

- ② 内閣は、質問主意書を受け取った日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁をすることができないときは、その理由及び答弁をすることができる期限を明示することを要する。

3 県内各市における「文書質問制度」の導入状況 ※資料 4-2 を参照

県内各市における「文書質問制度」の導入状況

導入状況欄の凡例：○→導入している、×→導入していない

	導入 状況	概 要
小田原市	×	
横浜市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議規則に規定はあるが、近年実施された例はない。 ・ 新型コロナウイルスワクチン接種に向けた対応等の状況を考慮し、令和3年度予算特別委員会の局別審査（健康福祉局及び医療局・医療局病院経営本部関係）において、委員会として文書質問を実施した例はある。 ・ 正確な導入時期の確認は困難（少なくとも、昭和54年第2回定例会において文書質問が行われた先例がある）。
川崎市	×	
相模原市	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会機能強化の観点から、政令市及び神奈川県内各市宛て調査（令和3年10月15日付け）を実施
横須賀市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入時期は平成22年6月
平塚市	×	
鎌倉市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入時期は平成27年1月1日（議会基本条例の施行日）。同条例により制度として定めたが、条例の施行前から、文書質問は行われていた。
藤沢市	×	
茅ヶ崎市	×	
逗子市	×	
三浦市	×	
秦野市	×	
厚木市	×	
大和市	×	
伊勢原市	×	
海老名市	×	
座間市	×	
南足柄市	×	
綾瀬市	×	